

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円
取 得 財 産 価 額	6,719	457,897,882
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	46	1,368,152
債 務 控 除 額	3,449	47,440,390
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	821	2,857,164
課 税 価 格	実 6,733	414,682,796
相 続 税 額 {	算 出 税 額	6,587
	2 割 加 算 額	385
	計	実 6,587
税 額 控 除 等 {	暦 年 課 税 分 贈 与 税	225
	配 偶 者	1,223
	未 成 年 者	85
	障 害 者	103
	相 次 相 続	247
	外 国 税 額	-
計	実 1,791	13,913,721
差 引 税 額	実 5,722	30,196,258
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	13	73,568
小 計	5,719	30,122,690
納 税 猶 予 額	237	2,442,371
納 付 税 額	実 5,629	27,680,319
還 付 税 額	5	26,889
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	2,394	195,320,000

調査対象 平成16年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者についての申告又は処理（更正、決定等）による課税実績。

調査時点 平成17年10月31日

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成12年分	8,164	542,889,572	75,393,817	25,413,745	6,763	43,891,990	2,796
13	7,376	506,065,049	73,654,012	22,182,752	6,236	45,732,448	2,544
14	7,292	497,991,114	74,092,070	25,526,671	6,146	43,591,364	2,543
15	6,871	431,886,818	48,882,297	14,880,541	5,772	31,208,946	2,410
16	6,733	414,682,796	44,109,978	13,913,721	5,629	27,680,319	2,394

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 6,726	千円 413,124,720	人 5,607	千円 27,414,878	人 2,394
	修正申告による増差額	169	2,417,081	255	413,119	123
	更正による増差額	1	29,546	-	-	1
	更正等による減差額	51	△ 888,551	81	△ 147,678	40
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,733	414,682,796	実 5,629	27,680,319	実 2,394
過 年 分	申 告 額	142	6,050,630	131	316,068	67
	修正申告による増差額	1,211	18,400,953	1,703	3,035,812	667
	更正による増差額	16	190,144	17	83,910	4
	更正等による減差額	219	△ 2,952,289	267	△ 708,367	126
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 135	21,689,438	実 223	2,727,422	実 67
合 計	申 告 額	6,868	419,175,350	5,738	27,730,946	2,461
	修正申告による増差額	1,380	20,818,034	1,958	3,448,930	790
	更正による増差額	17	219,690	17	83,910	5
	更正等による減差額	270	△ 3,840,840	348	△ 856,045	166
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,868	436,372,234	実 5,852	30,407,741	実 2,461

調査対象 本年分 平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績。

過年分 平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年11月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績。

平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 94	千円 14,260	人 63	千円 4,777	人 15	千円 12,725
過 年 分	1,344	242,489	147	30,342	200	202,384
合 計	1,438	256,748	210	35,119	215	215,109

調査対象 「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況(本年分)

署名	課税価格		納付税額		被相続人の数	
	人員	金額	人員	金額		
	人	千円	人	千円	人	
鳥米倉島 取 県	取子	174	11,868,745	146	886,874	63
	吉計	163	10,134,336	132	464,379	60
		41	2,595,426	30	117,739	18
	計	378	24,598,507	308	1,468,991	141
松浜出益石大西島 見 大 根 県	江田	184	12,706,866	151	1,129,760	63
	雲田	33	1,732,739	28	96,730	9
	田東	99	6,238,499	83	254,898	40
	郷計	36	1,854,045	32	104,351	11
		25	1,790,279	20	143,667	11
		16	907,416	16	40,866	×
	計	6	294,819	6	3,653	×
計	399	25,524,663	336	1,773,925	142	
岡西倉玉津玉笠高瀬久岡 山 大 山 県	東西	291	17,668,692	255	1,246,316	102
	寺島	299	19,188,746	254	1,111,919	113
	敷島	65	4,084,040	59	378,673	19
	山野	74	3,978,673	62	216,522	26
	梁見	453	27,493,843	363	1,553,479	159
	戸世	137	8,971,021	108	586,180	48
	計	89	4,978,092	75	358,362	36
		56	3,386,790	47	246,172	19
		54	2,954,841	43	185,145	19
		29	1,718,389	26	80,763	12
		12	577,061	10	12,967	4
		60	2,511,607	49	73,686	21
		28	1,693,646	24	77,214	9
	計	1,647	99,205,441	1,375	6,127,397	587
広島島島 竹三尾福府三庄西廿海吉広 島 県	東南	199	13,560,089	169	1,286,209	70
	西北	157	10,104,284	138	866,019	53
	北	334	20,682,356	297	2,110,203	115
	呉	439	28,557,223	366	1,872,650	160
	原	217	14,318,923	179	1,280,833	78
	道	54	3,061,224	45	182,579	18
	山	80	5,247,764	69	408,106	30
	中	154	8,445,567	129	401,875	53
	次	525	32,630,171	418	1,953,223	181
	原	107	7,710,773	91	545,399	41
	条	35	2,775,016	29	183,907	16
	市	17	768,039	15	11,214	6
	田	127	8,162,140	108	558,800	45
	田	315	17,520,737	263	796,171	106
	計	229	16,390,164	177	1,213,917	90
	計	35	1,404,750	28	31,099	13
	計	3,024	191,339,220	2,521	13,702,203	1,075
下宇山 萩 徳防岩 光 長柳厚山 口 県	関	199	12,581,062	173	934,929	69
	部	161	10,524,632	143	834,478	55
	口	197	9,921,239	153	325,515	69
	山	57	3,015,582	53	198,212	21
	山	253	13,286,035	206	677,341	86
	府	109	6,240,053	92	485,621	36
	国	149	8,711,947	128	524,411	54
	門	62	3,416,512	53	214,362	22
	井	18	1,608,878	18	124,681	8
	狭	47	2,545,620	41	145,844	17
	計	33	2,163,405	29	142,412	12
	計	1,285	74,014,965	1,089	4,607,804	449
	全管計	6,733	414,682,796	5,629	27,680,321	2,394

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。